平成２８年　１月１８日

各部局長　殿

環境安全本部長

特別管理物質の取扱いに伴う作業の記録について（通知）

「特定化学物質障害予防規則」（労働省令第３９号、昭和４７年９月３０日）第３８条の４において義務付けられた、特別管理物質を製造又は屋内作業場で取扱う場合の作業の記録及びその保存について、本学では当面の間、薬品管理システム（以下、「UTCRIS」という。）上の使用登録情報を作業の記録とすることとしましたのでお知らせします。
これに伴い、UTCRIS 等の取扱いについて下記のとおりとしますので、関係教職員、学生、研究室等へ周知のうえ、適正にご対応くださいますようお願いします。

記

１．UTCRISの取扱いについて
（１）実験等のために化学物質を取扱うすべての構成員は１人１ユーザーID（一般ユーザーID）を取得すること。
（２）UTCRIS一般ユーザーIDの登録個人情報は**大学に届出ている氏名にて登録する**こと。
（３）薬品管理の原則に則り、使用する度ごとに使用量をUTCRISへ入力すること。
（最低でも、当日に使用した総量を試薬ごとに入力すること。）
（４）特別管理物質取扱い中に事故（漏えい等）があった場合は、安全衛生管理業務支援システム（UTSMIS）にて事故災害報告を行うと共に、在庫一覧のコメント欄に詳細を記入すること。
（５）上記（１）～（４）は、UTCRIS新規登録者のみならず既登録者についても同様とする。
（６）必須記入項目や推奨する登録内容等については【別紙】を参照のこと。

２．その他
（１）本件の対応は平成２８年２月２９日（月）までに完了すること。
（２）一般ユーザーIDの登録状況は月１回、環境安全本部においてデータ抽出し、保存する。
（３）上記のUTCRISによる記録・保存方法によりがたい場合は、別添のエクセルシートにて作業の記録を作成すること。また、作成した作業の記録の保管は、原則として各部局で行うこと。（保存期間：３０年）

＜参考＞【特別管理物質に指定されているもの】
東大ポータル ＞ 便利帳 ＞ 環境安全本部 ＞ 環境安全本部一覧 ＞ 環境管理部 ＞ 化学物質管理
『安衛法特化則物質一覧』 をご参照ください。
http://www.ut-portal.u-tokyo.ac.jp/wiki/index.php/%E5%AE%89%E8%A1%9B%E6%B3%95%E7%89%B9%E5%8C%96%E5%89%87%E7%89%A9%E8%B3%AA%E4%B8%80%E8%A6%A7

以上

【本件担当】
環境安全本部環境安全課　　結城、関(祐)
内線 21052
E-mail:kankyoanzensuishin@ml.adm.u-tokyo.ac.jp